

大切な自分 大切なあなた

～自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう～

【人権教育の目標】

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、**「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」**ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること

【人権教育の指導方法等の在り方について 第一次～第三次とまとめ】

コミュニケーション能力

考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション能力やそのための技能

他人の立場に たつ想像力

他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力

人間関係を 調整する能力

自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見出してそれを実現させる能力やそのための技能

人権教育

～教育活動全体を通じてバランスよく培うべき力や技能～

【重点事項】

推進体制の確立と充実

- ・思いやりのある「豊かな心」を育む学校づくり
- ・教育活動全体を通じて計画的に推進
- ・信頼される学校づくり

体験・交流活動の充実

- ・多様な体験・交流活動の充実
- ・人権感覚を育むための指導方法の工夫・改善

研修の充実

- ・教職員の資質向上を図るための計画的な研修の実施
- ・参加型・体験型の手法を取り入れた研修

人権教育の効果的な指導のための方法と技術を身に付けよう

人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の学習においては、児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することが不可欠です。このような能力や資質を育成するためには、児童生徒が自分で「感じ、考え、行動する」ことが求められます。こうした学習の取組においては、基本的には個別的活動よりもグループ活動が必要となってきます。グループ活動を効果的に進めるためのテクニックを身に付けましょう。

【人権教育の指導方法等の在り方について～第三次とりまとめ～】



参加体験型学習の手法

普段の学習活動などで取り組める手法

フォトランゲージ・・・写真を見て読みとったことを話し合う
 アサーションスキル・・・相手に伝えるときの表現方法を考える
 ロールプレイ・・・他者になりきって演じてみる
 シミュレーション・・・現実にはないような場面を体験してみる
 ケーススタディ・・・実際にありそうな場面からどう行動するかを考えてみる
 ランキング・・・様々な項目を自分にとって重要なものから並べてみる



こうした学習は、ファシリテータと呼ばれる進行役が進めていきますが、単なる遊び・活動と異なるのは、自分の考えを客観的に見つめるためのふり返りの時間があることです。

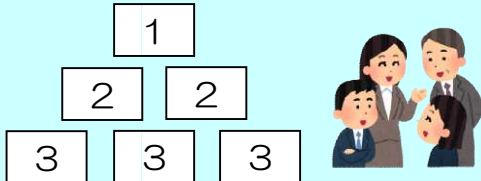
実践例(ランキングの手法・ピラミッド型)

【指導課人権教育室 参加体験型研修から】

1 ねらい

◎自分の思いや意見を自由に出せる雰囲気作りと、お互いの意見を認め、共有しながらまとめていくことの楽しさを知る。

2 展開例

過程	活動の流れ	留意点等
導入	1 アイスブレイキングを行う。 ＊誕生日チェーン、自己紹介を行う。 ＊ファシリテータ、発表者を決める。 ＊「ランキングの手法」について知る。	○場の雰囲気を和ませるために、簡単なゲームを行う。 ○あらかじめグループ(4～5人程度)を編成しておく。
展開	2 テーマ「〇〇〇〇」について、自分の考えを書き出す。 (例)「こんな子に育ってほしい」 3 グループ内で各自の作成したカードの内容について話し合う。 4 グループで話し合い、カードを類型化して6つにまとめる。 5 グループごとにランキングを考え、模造紙に書き込む。 	○自分なりに大切と思う理由を考えながら、カードづくりを行う。(例)「元気な子」など ○グループ内でカードの内容を説明し、尊重し合う。 ○6つ以上のまとまりになった場合には、ランキングの際に「やや重要」の数を増やす。 ○自分たちで意見を出し合い、みんなが同意した優先順位に従ってランキングしていく。なぜ、そうしたのか説明できるようにする。 ○グループ内で、自分とは違う見方・考え方で選んだ人の意見も認めながら、話し合う。 1 → 最重要 2 → 重要 3 → やや重要
ふり回り	6 各グループの「ランキング」結果とその理由について発表する。 7 一人一人が活動を通して感じたことを、振り返りカードに書き、グループで話し合う。	○さまざまな見方・考え方があり、それぞれに価値があることを確認する。 ○グループ内で振り返りカードをもとに振り返りを行う。

気になる子どもはいませんか？性的マイノリティの子どもたち

あなたの身近にLGBTの子どもはいますか？LGBTであるかどうかは、外見や言動からは判断できません。「いない」のではなく「言えない」のでは？からだの性とこころの性との食い違いに一人で悩んでいる子どもがいるかもしれません。

性的マイノリティについての理解を深めよう

LGBTってなんだろう？(4つのセクシュアリティ)

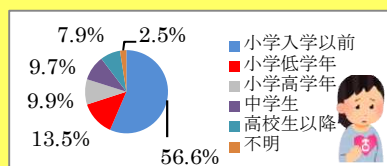
L(レズビアン)	女性の同性愛者
G(ゲイ)	男性の同性愛者
B(バイセクシャル)	両性愛者、全性愛者
T(トランスジェンダー)	性別違和をもつ人

性同一性障害
「からだの性」と「こころの性」が一致しない状態
M+F(体:男性 心:女性)
F+M(体:女性 心:男性)

○性的マイノリティの人の割合 **13人に1人(7.6%)**

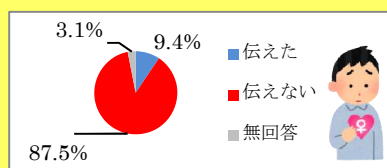
【2015.4 電通ダイバーシティ・ラボによるLGBTの調査】

○「性別違和感はいつ始まる？」



約9割が中学生までに性別違和感を自覚。F+M当事者は7割が小学校入学前に！

○「性別違和感を言葉で告白できたか？」(MtF当事者)



MtF当事者の約9割は誰にも伝えていない。子どもの発するアラームサインを察知！

【岡山大学ジェンダークリニック調査】

性同一性障害に関する動き

- 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」
平成15年7月制定・20年、23年改正
- 「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について(通知)」 平成22年4月
- 「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」 平成26年6月
- 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(通知)」 平成27年4月

学校における支援の事例

【文部科学省調べ】

- ・自認する性別の制服・衣類や体操着の着用を認める。
- ・保健室・多目的トイレ・職員トイレの利用を認める。
- ・自認する性別として名簿上扱う。
- ・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
- ・上半身が隠れる水着の着用を認める。(戸籍上男性)
- ・自認する性別に係る活動への参加を認める。(部活動)
- ・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。(修学旅行等)

一人一人に必要な合理的配慮を提供しよう

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。【障害者差別解消法リーフレット(内閣府)】

「障害者差別解消法」が禁止する差別とは？

- ①不当な差別的扱い ※行政機関(地方公共団体)を含む、すべての事業所で禁止
- ②社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行わないこと ※行政機関では義務化意思の表明があった場合、過度の負担になり過ぎない範囲で便宜や提供を図る。

合理的配慮とは？

【中央教育審議会初等中等教育部会報告H24.7】

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するための配慮、以下の3点に留意する必要がある。

- ・学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ・障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの



学校(園)での合理的配慮の例

①視覚障害(弱視)のAさん

- ・廊下側の前方の座席
- ・照度調整にカーテンを活用
- ・弱視レンズの活用 など



②肢体不自由のBさん

- ・教室を1階に配置・車いすの目線に合わせた掲示物・段差の解消 など



③学習障害(LD)のCさん

- ・板書計画を印刷して配布・デジタルカメラ等による板書撮影・ICレコーダー等による教員の説明等の録音 など



【文部科学省研修資料より】

平成27年度 学校人権教育の推進に関する実態調査の結果について(概要)

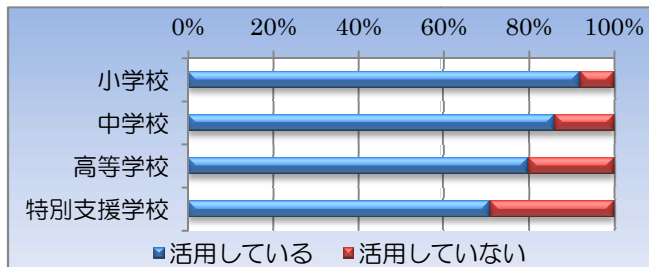
調査対象

対象：公立小・中学校，市立高等学校・特別支援学校，県立中・高等学校・特別支援学校



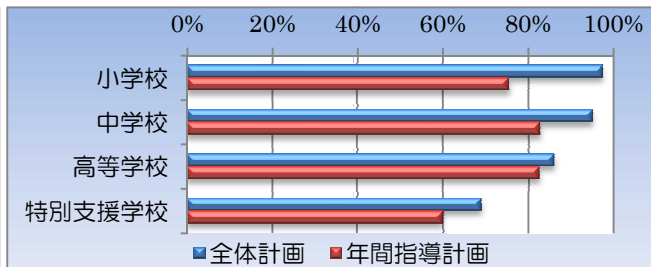
調査結果各論

①「学校人権教育指導資料集」の活用状況



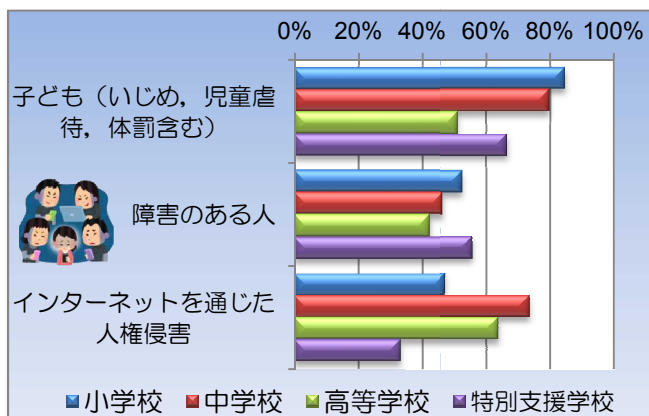
リーフレット形式で，全教職員に配布しています。週案に綴じるなど，常に確認ができるようにして活用しましょう。

②学校人権教育の全体計画，年間指導計画の策定状況



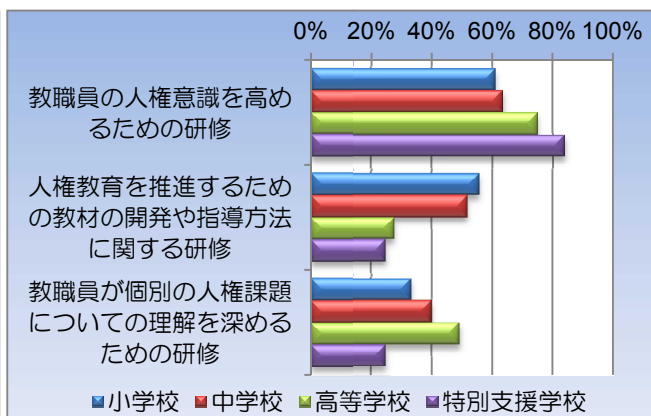
学校人権教育推進のための組織を校務分掌に位置付け，全体計画や年間指導画を策定し，組織的に取り組みましょう。

③研修で取り上げた人権課題 ※上位3項目



児童生徒の発達段階や実態に応じた指導・啓発ができるよう，様々な人権課題の研修に取り組みましょう。

④研修の充実を図る上で，取り組むべき課題



特定職業従事者として人権意識を高めるために，人権教育に関する教職員研修を年1回以上は必ず実施しましょう。

「人権」というフィルターを通して考えてみよう！

○あなたは，どう思いますか？

【「あなたはどう思いますか？」より抜粋（指導課作成）】

チェック項目		／	／	／
1 忘れ物をした子どもの名前や番号を黒板に書くことがある。				
2 障害のある子は席替えのくじは引かせず，いつも教師の近くの席にしている。				
3 子どもの話が終わらないうちに，自分の意見を言うことがある。				
4 （障害のある子は）通常学級ではなく，特別支援学校や特別支援学級に行く方が幸せだと思う。				
5 授業の開始が遅れたり，終わりの時間が延びたりすることがある。				
6 ミスに対して，大声で叱ることがある。				
7 子どもが教師の手伝いをするのは当たり前だと思う。				

ここに例示されたものは，見方や立場を変えることで見えてくる問題もあります。自らの教育活動が人権尊重という視点で問題がないかどうかを振り返るための点検表として活用しましょう。